

○守口市中高層階住居専用地区建築条例

平成7年9月29日

条例第15号

最近改正 平成27年3月25日条例第9号

注 平成17年12月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、東部大阪都市計画中高層階住居専用地区（以下「中高層階住居専用地区」という。）内における建築物の建築の制限又は禁止に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の定めるところによる。

(建築制限)

第3条 中高層階住居専用地区内においては、4階以上の部分を法別表第2（は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供する建築物は、建築してはならない。ただし、市長が中高層階住居専用地区内における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により許可する場合には、あらかじめ守口市建築審査会の意見を聴かなければならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第4条 法第3条第2項の規定により、前条第1項の規定の適用を受けない建築物については、法第3条第2項の規定により引き続き前条の規定の適用を受けない期間の始期（以下「基準時」という。）を基準として、次の各号に定める範囲内において増築し、又は改築することができる。

- (1) 増築又は改築が基準時の敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第5項まで及び法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(罰則)

第5条 法第107条の規定に基づき次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条又は第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主、所有者、管理者又は占有者

(2) 第3条又は第4条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物の工事施工者）

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

(平17条例42・平19条例7・平27条例9・一部改正)

附 則

この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）第1条の規定による改正後の都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により行う用途地域に関する都市計画決定の告示の日から施行する。

附 則（平17.3.1条例3）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平17.12.5条例42）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平19.3.27条例7抄）

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第15号で平成19年6月20日から施行)

附 則（平27.3.25条例9抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。